

豊田市公的病院救命救急センター機能運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内にある公的病院の救命救急センター機能の運営に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公的病院」とは、医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者（昭和26年8月22日厚生省告示第167号）第5号に掲げる者が開設する医療機関をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内にある公的病院の救命救急センター機能の運営に要する費用の一部を補助することにより、市内における医療体制を強化し、もって市民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、市内において公的病院を開設している者のうち、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がないこと。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等で

あることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。

(7) 豊田市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内にある公的病院の救命救急センター機能の運営に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を比較して、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 別表第1に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額

(2) 救命救急センター機能の運営に係る総事業費から診療収入、寄附金その他の収入を控除した額

2 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の額を別表第1に定める補助基準額以外の額から算出したとき、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が含まれている場合は、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毎年度7月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 所要額調書（様式第3号）

(3) 基準予定額等算出表（様式第4号）

(4) 所要額明細書（様式第5号）

(5) 在日外国人に係る前年度の未収金所要額明細書（様式第6号）

(6) 歳入歳出予算書抄本（様式第7号）

(交付の決定通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知する。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、補助事業者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

（計画変更）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に補助事業計画変更承認申請書（様式第9号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第8条の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第10条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金等の交付の変更を承認したときは、補助金等変更決定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業期間（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）が満了したときは、当該補助事業期間の翌年度の4月10日までに、補助事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）実績額調書（様式第12号）

（2）基準額等算出表（様式第13号）

（3）実績額明細書（様式第14号）

（4）在日外国人に係る前年度の未収金実績明細書（様式第15号）

（5）患者数等調（様式第16号）

（6）歳入歳出決算書抄本（様式第17号）

（7）補助事業期間の3月31日現在の損益計算書及び受診実績報告書

（補助金の額の確定及び交付）

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金確定通知書（様式第18号）により通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業期間の満了の前に補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第19号）により速やかに市長に報告しなければならない。ただし、第6条第1項に定める補助金の額を補助基準額から算出したときは、この限りではない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部

又は一部の返還を命ずるものとする。

（様式）

第 14 条 この補助金の交付手続に必要な書類は、別表第 2 に掲げる様式によるものとする。

（調査等）

第 15 条 市長は、必要に応じて、補助事業者に補助事業の進捗状況、効果等及び補助事業により取得した財産について説明又は文書の提出を求めることができ、補助事業者は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（関係書類の保存）

第 16 条 補助事業者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条及び第 6 条関係）

区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 基 準 額
給 与 費	常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費	次により算出された額の合計額 1 171,675 千円×（運営月数／12） 2 在日外国人に係る前年度の未収金（少なくとも四半期に1回の督促（患者及び患者の保証人が死亡している場合を除く。）をしても回収できないものに限る。）が1月・1人当たり20万円を超える場合の20万円を超えた額
材 料 費	薬品費、診療材料費、医療消耗備品費	
需用費等	消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費	

別表第 2（第 14 条関係）

様 式 名	様式番号
（1）公的病院救命救急センター機能運営費補助金交付申請書	様式第 1 号
（2）公的病院救命救急センター機能運営事業計画書	様式第 2 号
（3）公的病院救命救急センター機能運営事業所要額調書	様式第 3 号
（4）公的病院救命救急センター機能運営事業基準予定額等算出表	様式第 4 号
（5）公的病院救命救急センター機能運営事業所要額明細書	様式第 5 号
（6）在日外国人に係る前年度の未収金所要額明細書	様式第 6 号
（7）歳入歳出予算書抄本	様式第 7 号
（8）補助金交付決定通知書	様式第 8 号
（9）公的病院救命救急センター機能運営事業計画変更承認申請書	様式第 9 号
（10）補助金変更決定通知書	様式第 10 号
（11）公的病院救命救急センター機能運営事業実績報告書	様式第 11 号
（12）公的病院救命救急センター機能運営事業実績額調書	様式第 12 号
（13）公的病院救命救急センター機能運営事業基準額等算出表	様式第 13 号
（14）公的病院救命救急センター機能運営事業実績額明細書	様式第 14 号
（15）在日外国人に係る前年度の未収金実績明細書	様式第 15 号
（16）患者数等調	様式第 16 号

(1 7) 歳入歳出決算書抄本	様式第 1 7 号
(1 8) 補助金確定通知書	様式第 1 8 号
(1 9) 公的病院救命救急センター機能運営費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書	様式第 1 9 号